

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 30 日（金）第 154 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 漁 業 調 整 規 則（※）

（水産振興課取扱い） 1

規 則

鹿 児 島 県 漁 業 調 整 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 2 年 10 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 52 号

鹿 児 島 県 漁 業 調 整 規 則

鹿 児 島 県 漁 業 調 整 規 則（昭 和 39 年 鹿 児 島 県 規 則 第 98 号）の 全 部 を 改 正 す る。

目 次

第 1 章 総 則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 漁 業 の 許 可（第 4 条－第 31 条）

第 3 章 水 産 資 源 の 保 護 培 養 及 び 漁 業 調 整 に 関 す る そ の 他 の 措 置（第 32 条－第 48 条）

第 4 章 漁 業 の 取 締 り（第 49 条－第 52 条）

第 5 章 雑 則（第 53 条－第 58 条）

第 6 章 罰 則（第 59 条－第 62 条）

附 則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）その他漁業に関する法令と相まって、鹿 児 島 県 に お け る 水 産 資 源 の 保 護 培 養 及 び 漁 業 調 整 を 図 り、も っ て 漁 業 生 産 力 を 発 展 さ せ る こ と を 目 的 と す る。

（県内に住所を有しない者の申請）

第 2 条 県内に住所を有しない者は、第 8 条第 1 項又は第 32 条第 3 項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第 3 条 法第 5 条第 1 項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第 2 章 漁 業 の 許 可

（知事による漁業の許可）

第 4 条 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第 9 号から第 13 号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない

ない。

- (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（体長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）
 - (2) 稚うなぎ漁業 全長21センチメートル以下のうなぎをとることを目的とする漁業
 - (3) さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業
 - (4) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げる漁業を除く。）
 - (5) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第1号に掲げる漁業を除く。）
 - (6) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
 - (7) すくい網漁業 海面においてすくい網（集魚灯を使用して行うものに限る。）により行う漁業
 - (8) 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる漁業を除く。）
 - (9) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
 - (10) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
 - (11) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
 - (12) あさひがにかかり網漁業 海面においてあさひがにかかり網により行う漁業
 - (13) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
 - (14) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（総トン数5トン以上40トン未満の船舶を使用してまき網により行うもの及び第4号に掲げる漁業を除く。）
 - (15) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業（第3号に掲げる漁業を除く。）
- 2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第4号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第4号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第 1 項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第 10 条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第 5 号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第 12 条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第 1 項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第 13 条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第 2 項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第 4 号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から 6 月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第 1 号の規定による申請は、従前の許可の有効期間の満了日の 3 月前から 1 月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。
- （許可の有効期間）

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第4号から第15号までに掲げる漁業 3年
- (2) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項に規定する申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項に規定する休業中の漁業に就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（休業による許可の取消し）

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知 事 許 可 漁 業 の 種 類	期 限
中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業	翌月の10日まで
もじゃこ漁業及び稚うなぎ漁業	漁業時期の終了後10日以内
さんご漁業、小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、すくい網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、敷網漁業、かご漁業、あさひがにかかり網漁業、小型定置網漁業、しいらづけ漁業及び潜水器漁業	翌年の1月31日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件

- (7) その他参考となるべき事項
(許可証の備付け等の義務)

第 25 条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

- (許可証の譲渡等の禁止)

第 26 条 許可を受けた者は、許可証又は前条第 2 項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- (許可証の書換え交付の申請)

第 27 条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

- (許可証の再交付の申請)

第 28 条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

- (許可証の書換え交付及び再交付)

第 29 条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第 13 条第 2 項の規定により許可に条件を付け、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第 16 条第 1 項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第 17 条第 2 項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第 22 条第 2 項又は第 23 条第 1 項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第 27 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

- (許可証の返納)

第 30 条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前 2 項の手続をしなければならない。

- (許可番号の表示等をしない船舶の使用禁止)

第 31 条 許可を受けた者（第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲

げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別表による許可番号を表示しなければならない、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。
- 3 第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる漁業の許可を受けた者は、その操業中船舶の上部の見やすい場所に知事が別に定める標識旗を掲げなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第 32 条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
 - (2) えり
 - (3) うけぜき
 - (4) 魚ぜき
 - (5) しばづけ
 - (6) 刺し網（次号に掲げる固定式刺し網を除く。）
 - (7) 固定式刺し網（建網，建干網及びす建網をいう。）
 - (8) ふくろ網
 - (9) 地びき網
 - (10) 瀬張網
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
 - (1) 第 4 条第 1 項の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
 - (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (3) 法第 170 条第 1 項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
 - 3 第 1 項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕の種類
 - (3) 採捕する区域，期間及び水産動植物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称，漁船登録番号，総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
 - 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
 - 5 採捕の許可の有効期間は、3 年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3 年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
 - 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
 - 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
 - 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第 13 項において準用する第 23 条第 1 項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第 120 条第 1 項の規定による指示若しくは同条第 11 項の規定による命令により第 1 項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (4) 許可の有効期間
- (5) 条件
- (6) その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条、第 20 条第 3 項、第 22 条、第 23 条並びに第 26 条から第 30 条までの規定は、採捕の許可について準用する。

（禁止期間）

第 33 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水 産 動 物	禁 止 期 間
あわび（殻長 10 センチメートルを超えるものに限る。）	11 月 1 日から 12 月 31 日まで
とこぶし（殻長 5 センチメートルを超えるものに限る。）	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
あさひがに	6 月 1 日から 7 月 31 日まで
いせえび類（いせえび、しまいせえび、にしきえび、ごしきえび及びかのこいせえびをいう。以下同じ。）（体長（眼か（眼のくぼみ）後縁から尾節の末端までの長さをいう。次条第 1 項の表いせえび類の項において同じ。） 13 センチメートルを超えるものに限る。）	5 月 1 日から 8 月 20 日まで
あゆ	1 月 1 日から 5 月 31 日まで
やまめ	10 月 1 日から 12 月 31 日まで
りゅうきゅうあゆ	11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（全長等の制限）

第 34 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

水 産 動 物	大 き さ
ばかがい	殻長 5 センチメートル以下
さつまあかがい（あけがいを含む。）	殻長 3 センチメートル以下
つきひがい	殻長 8 センチメートル以下
いたやがい	殻長 8 センチメートル以下
くろちょうがい	殻長 9 センチメートル以下
まべ	殻長 12 センチメートル以下
あわび	殻長 10 センチメートル以下

とこぶし	殻長 5 センチメートル以下
いせえび類	体長 13 センチメートル以下
うなぎ	全長 21 センチメートル以下
ぶり (もじゃこ)	体長 15 センチメートル以下
こい	全長 20 センチメートル以下
ふな	全長 10 センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 35 条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 瀬干漁法
- (2) 上りやな (上りうけを含む。)
- (3) 水中鉄砲

第 36 条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範 囲
海面においてくるまえびをとることを目的とする小型機船底びき網	網地 15 センチメートルにつき 14 節以下
海面における手繰網	網地 15 センチメートルにつき 10 節 (指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内においては、14 節) 以下
海面における打瀬網	網地 15 センチメートルにつき 14 節以下
内水面における建干網	網地 15 センチメートルにつき 7 節以下
内水面における刺し網	網地 15 センチメートルにつき 11 節以下

(禁止漁具の積載禁止)

第 37 条 漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 75 条第 2 項に規定する滑走装置を備えた桁又は網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んではならない。

(禁止区域等)

第 38 条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 米之津川の出水市下知識小字高次田、六月田橋上流端から同市下鯖淵小字江添、米之津橋上流端までの水面
- (2) 川内川の薩摩郡さつま町虎居、轟滝から上流及び下流各 90 メートル以内の水面
- (3) 川内川の始良郡湧水町北方字栗野山、水力発電所えん堤上流端から上流 180 メートル、下流 90 メートル以内の水面
- (4) 川内川の始良郡湧水町川西、吉松橋上流端から上流 150 メートル、下流端から下流 500 メートル以内の水面
- (5) 別府川の始良市船津、山田川と蒲生川との合流点から上流山田川へ 200 メートル、蒲生川へ 500 メートル、下流別府川へ 300 メートル以内の水面
- (6) 天降川の霧島市隼人町嘉例川字並石、水天淵滝最上端から上流 30 メートル、下流 150 メートル以内の水面
- (7) 天降川の霧島市隼人町西光寺字釜迫、新川発電所えん堤上流端から上流 20 メートル以内の水面
- (8) 天降川の霧島市隼人町嘉例川字並石、水力発電所えん堤上流端から上流及び下流各 90 メートル以内の水面
- (9) 天降川の霧島市牧園町宿窪田字戸崎、水力発電所えん堤上流端から上流 50 メートル、下流 90 メートル以内の水面
- (10) 天降川支流霧島川の霧島市牧園町持松字滝ノ下、小鹿野滝から上流 360 メートル、下流

180メートル以内の水面

- (11) 天降川支流霧島川の霧島市牧園町持松字仏前，水力発電所えん堤上流端から上流及び下流各90メートル以内の水面
 - (12) 天降川支流霧島川の霧島市隼人町松永，花山えん堤上流端から上流及び下流各50メートル以内の水面
 - (13) 天降川支流霧島川の霧島市隼人町松永，用水ぜき上流端から上流及び下流各15メートル以内の水面
 - (14) 万之瀬川上流の南九州市川辺町永田字下平，水力発電所えん堤下流端から同字，万之瀬川と西牟田川との合流点までの水面
 - (15) 万之瀬川上流の南九州市川辺町平山字川原，町井手元えん堤下流端から同市川辺町野間字城の下，広瀬川と宮田川との合流点までの水面
 - (16) 甲突川の鹿児島市小山田町塚田，水力発電所取水口から下流200メートルの第1水路口までの水面
- 2 何人も，次の表の左欄に掲げる区域においては，それぞれ同表の右欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

禁 止 区 域	禁止漁具又は漁法
指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町佐多岬南端とを結ぶ線以北の鹿児島湾内	空釣こぎ又は空釣縄
川内川の右岸薩摩川内市湯島町字ナメリ3052番地1(ナメリ溝)地先，左岸同市高江町字汐入1313番地1地先から上流右岸同市湯島町字下馬江2656番地地先，左岸同市高江町字梅木1106番地2地先までの水面	網類

第39条 何人も，次の表の左欄に掲げる水産動物を，同表の中欄に掲げる期間中，それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水 産 動 物	禁 止 期 間	禁 止 区 域
こい(全長20センチメートルを超えるものに限る。)	4月1日から6月15日まで	伊佐市大口宮人，曾木の滝から上流の川内川本流及びその支流
うぐい	2月1日から4月30日まで	伊佐市大口宮人，曾木の滝から上流の川内川本流及びその支流
あゆ	6月1日から7月31日まで	霧島市隼人町西光寺字釜迫，新川発電所取水口入口えん堤上流端から下流20メートル以内の水面

(河口付近における採捕の制限)

第40条 何人も，次の表の河川名の欄に掲げる河川の河口付近であって，同表の禁止区域の欄に掲げる区域において，同表の禁止漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により，同表の禁止期間の欄に掲げる期間中，水産動植物を採捕してはならない。ただし，第4条第1項第2号に掲げる漁業の許可又は第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は，この限りでない。

河川名	禁 止 区 域	禁止漁具又は漁法	禁止期間
川内川	河口中央より半径1,000メートル以内の海面	火光を利用する漁法又は網類	1月1日から3月31日まで
	河口中央より半径1,000メートル以内の内水面	手釣又は竿釣以外の漁具又は漁法	
別府川	河口中央より半径1,000メートル以内の海面	火光を利用する漁法又は網類	
	河口中央より半径1,000メートル以内の内水面	手釣又は竿釣以外の漁具又は漁法	

天降川	河口中央より半径1,000メートル以内の海面	火光を利用する漁法又は網類
	河口中央より半径1,000メートル以内の内水面	手釣又は竿釣以外の漁具又は漁法

(夜間の採捕の禁止)

第41条 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により日没から日の出までの間、水産動植物の採捕をしてはならない。

- (1) 投網
- (2) 空釣掛
- (3) 夜振（火光を使用して直径15センチメートル以上のたも網又は建網により採捕する漁法をいい、第4条第1項第2号に掲げる漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。）

(火船に関する制限)

第42条 海面において、次の表の左欄に掲げる漁業の1統に使用することができる火船の隻数は同表の中欄に、火船1隻当たりの集魚灯に使用する電球の定格消費電力の総量は同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	隻数	定格消費電力の総量
中型まき網漁業	2隻以内	10キロワット以内
小型まき網漁業	2隻以内	10キロワット以内
敷網漁業（棒受網漁業を除く。）	2隻以内	10キロワット以内
棒受網漁業	1隻以内	10キロワット以内
一本釣漁業（いか釣漁業を含む。）	1隻以内	10キロワット以内
すくい網漁業	1隻以内	5キロワット以内
その他の漁業	1隻以内	2キロワット以内

2 前項の規定の適用については、集魚灯の設備を有する船舶は、すべて火船とみなす。

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第43条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第44条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣
- (2) たも網及び叉手網
- (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
- (4) やす、は具及びほこ突き
- (5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第45条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命じることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第46条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂、砂鉄若しくは岩石等を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る

漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

（砂れき等の採取禁止）

第47条 内水面のうち第38条から第40条までの区域内においては、砂れき、土又は砂利若しくは岩石等を採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。

（試験研究等の適用除外）

第48条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

- 7 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第 3 項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第 25 条、第 28 条及び第 30 条の規定は、第 1 項又は第 6 項の規定により許可を受けた者について準用する。
- 9 前項において準用する第 28 条の規定により許可証の再交付の申請があったときは、知事は、遅滞なく許可証を再交付する。

第 4 章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第 49 条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第 27 条及び第 34 条に規定する場合を除く。）は、法第 131 条第 1 項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分（法第 25 条第 1 項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3 第 1 項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

第 50 条 知事は、第 4 条第 1 項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第 51 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

- (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

- (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第 52 条 漁業監督吏員は、法第 128 条第 3 項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

- 2 前項の規定による停船命令は、法第 128 条第 3 項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- (1) 別記第 1 号様式による信号旗 L を掲げること。

- (2) サイレン、汽笛その他の音響信号により L の信号（短音 1 回、長音 1 回、短音 2 回）を約 7 秒の間隔を置いて連続して行うこと。

- (3) 投光器により L の信号（短光 1 回、長光 1 回、短光 2 回）を約 7 秒の間隔を置いて連続して行うこと。

- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約 3 秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約 1 秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第 5 章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第53条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第54条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第55条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては別記第2号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業等の漁具の標識)

第56条 海面において、はえ縄漁業、第4条第1項第8号及び第9号に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第58条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第32条第1項、第33条から第43条まで、第45条第1項、第46条第1項又は第47条の規定に違反した者

(2) 第32条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第23条第1項(第32条第13項において準用する場合を含む。)、第32条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第50条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第60条 第25条第1項(第48条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第32条第10項又は第44条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第59条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す

るほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第 62 条 第 11 条第 9 項、第 17 条第 2 項、第 19 条第 2 項若しくは第 25 条第 3 項（第 48 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 32 条第 13 項及び第 48 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定、第 32 条第 12 項の規定又は第 48 条第 5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 48 条第 3 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（鹿児島県内水面漁業調整規則の廃止）

2 鹿児島県内水面漁業調整規則（昭和 41 年鹿児島県規則第 89 号）は、廃止する。

（内水面における水産動植物の採捕の許可に関する経過措置）

3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 29 条の規定により第 32 条第 1 項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の鹿児島県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第 6 条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第 13 条の規定は、なおその効力を有する。

（試験研究等の適用除外に関する経過措置）

4 改正法附則第 29 条の規定により第 48 条第 1 項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の鹿児島県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第 46 条第 1 項及び旧内水面規則第 35 条第 1 項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第 46 条第 6 項及び旧内水面規則第 35 条第 6 項の規定は、なおその効力を有する。

5 旧規則第 46 条第 3 項及び旧内水面規則第 35 条第 3 項の規定は、令和 4 年 6 月 30 日までの間は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

6 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁船法施行細則の一部改正）

7 漁船法施行細則（昭和 26 年鹿児島県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「鹿児島県漁業調整規則（昭和 39 年鹿児島県規則第 98 号）第 7 条各号」を「鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 4 条第 1 項各号」に改める。

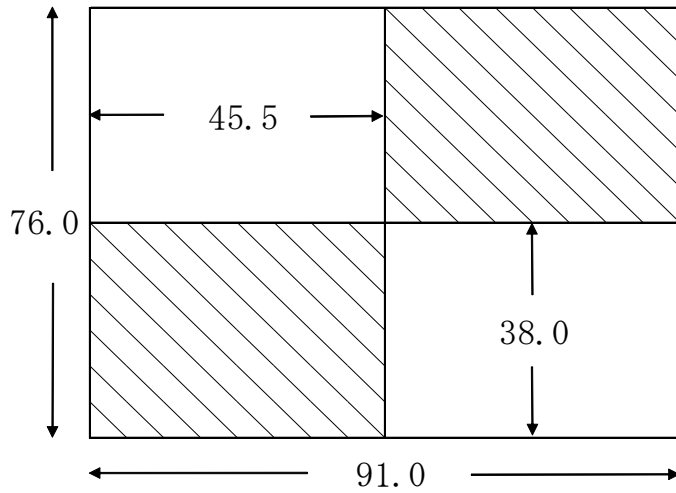
別表（第 31 条関係）

知 事 許 可 漁 業 の 種 類	様 式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業	カコ打
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌料ひき網漁業	カコ自
小型機船底びき網漁業のうち手繰第 3 種漁業（第 1 種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	カコ手
上記以外の小型機船底びき網漁業	カコ
中型まき網漁業	カコ中まき
小型まき網漁業	カコ小まき
機船船びき網漁業	カコ機
ごち網漁業	カコ吾
すくい網漁業	カコす
刺し網漁業	カコさ
固定式刺し網漁業	カコ建
敷網漁業	カコ敷
かご漁業	カコ籠
あさひがにかかり網漁業	カコ籠あ

備考 様式の欄に掲げる各文字及び数字の大きさは 8 センチメートル以上，太さは 1 センチメートル以上，間隔は 2.5 センチメートル以上とする。

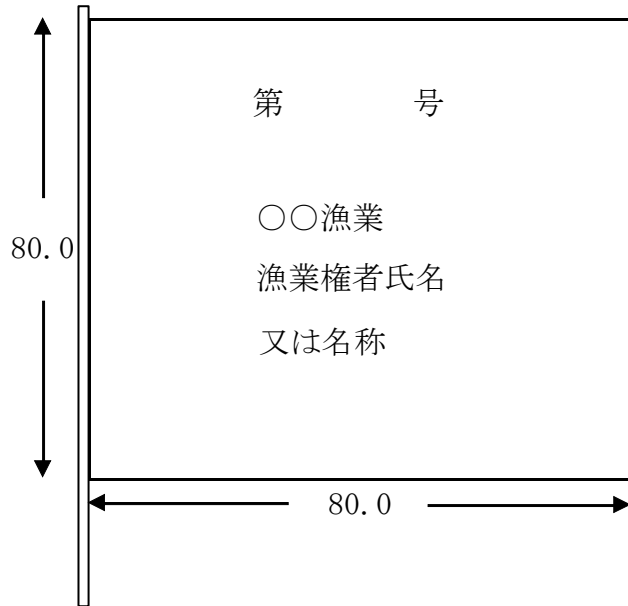
別記

第1号様式（第52条関係）



- 備考1 斜線の部分は黒であり，その他の部分は黄である。
- 2 この旗は，国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは，すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は，センチメートルを示す。

第 2 号 様 式 (第 55 条 関 係)



- 備考 1 標識は、赤色の布地である。
2 数字は、センチメートルを示す。